

4. 配慮項目の選定

4.1 配慮項目の選定

「技術指針」を参照し、環境要素毎に事業による影響の程度の重大性を客観的かつ科学的に検討することにより、配慮項目を選定した。

選定した配慮項目を表 4.1-1 に示す。

表 4.1-1 配慮項目の選定状況

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び車両の運搬に用	切土工等及び施設の設置	地形の改変後の土地及び工	緑地の保全	自動車の走行
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○				○
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○				○
	振動	振動	○	○				○
	悪臭	悪臭						
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○			
		有害物質					—	
	地形及び地質	重要な地形及び地質				—		
	地盤沈下							
	土地の安定性							
	土壌							
	日照障害							
	電波障害							
	風車の影							
	反射光							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			☆			
	温室効果ガス	二酸化炭素						

注1) : 「札幌市環境影響評価技術指針」における「レクリエーション施設に係る基本項目」を示す。

注2) 「○」: 環境要素として選定する項目を示す。

「☆」: 配慮書・方法書段階においては選定しないが、事業内容が固まり次第、調査手法などを検討する。

「—」: 本事業の計画及び事業特性を考慮して選定しない項目を示す。

4.2 配慮項目の選定・非選定の理由

表 3.1-1 で選定・非選定した配慮項目について、その理由を表 4.2-1 に示す。

表 4.2-1 配慮項目の選定・非選定の理由

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			配慮事項の選定・非選定の理由
		建設機械の稼働	資材及び車両の運搬に用	切土等及び施設の設置	地形・地物の存在	緑地の保全	自動車の走行	
大気質	窒素酸化物	○	○				○	工事の実施に伴う窒素酸化物・粉じん等、騒音、振動の発生により、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性が考えられるため選定する。 また、施設供用後に利用者・観戦者・観光客等の自動車走行の増加に伴い、窒素酸化物・粉じん等、騒音、振動の発生により、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性が考えられるため選定する。
	粉じん等	○	○					
騒音	騒音	○	○				○	
振動	振動	○	○				○	
水質（底質及び地下水を含む）	水の濁り			○				工事の実施による濁水等の発生により、周辺の環境に影響を及ぼす可能性が考えられるため選定する。
	有害物質					—		事業実施区域及びその周辺のボーリングデータの結果から、施設供用後の緑地への影響はないと考えられるため、選定しない。
地形及び地質	重要な地形及び地質				—			文献資料において事業実施区域及びその周辺に重要な地形・地質は分布していないため、選定しない。
植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○			地形改変により、周辺の自然環境に影響を及ぼす可能性が考えられるため選定する。
動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○			
生態系	地域を特徴づける生態系				○			
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			事業実施区域を眺望できる地点が存在し、これらからの眺望に影響を及ぼす可能性が考えられるため選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			事業実施区域周辺に人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、これらへ影響を及ぼす可能性が考えられるため選定する。
廃棄物等	廃棄物及び副産物			☆				工事中に発生する建設副産物（残土等）は、工事計画が未定なため、事業内容が固まり次第、調査手法などを検討する。

注1) 「」:「札幌市環境影響評価技術指針」における「レクリエーション施設に係る基本項目」を示す。

注2)「○」:環境要素として選定する項目を示す。

「☆」:配慮書・方法書段階においては選定しないが、事業内容が固まり次第、調査手法などを検討する。

「—」:本事業の計画及び事業特性を考慮して選定しない項目を示す。